

平成21年度第2回徳島市入札監視委員会 議事録

開催日時	平成21年11月25日(水) 13:00~16:30	
開催場所	徳島市役所 6階 入札控え室	
出席者	委員会 井上委員長、鈴木委員、長地委員、成行委員、野村委員 徳島市 監理課長 参事兼工事検査監 他 関係各課・事務局職員	
審議案件	一般競争入札	3件
	公募型指名競争入札	1件
	(通常)指名競争入札	5件
	随意契約	1件
	合計	10件

議事概要

委 員	徳 島 市
市発注工事等に係る入札・契約手続の運用状況等について	
	1 対象期間 (H21. 4. 1~H21. 9. 30)の発注工事について
審議 1 <一般競争入札>市民病院新築工事その9 (外構2) (市民病院)	
◇ 内訳明細書の交付金対象と対象外は、どういうものなのですか。	◆ 市民病院の外構工事のなかで、病院内の一般車の通行できる道路に関するものは、まちづくり交付金の対象工事となります。その他の別棟の救急室、いわゆる病院事業に関係するものは、交付金の対象外となります。
◇ 下請けに同じ入札に参加して失格した業者が入っています。事前に何らかの約束があったのですか。	◆ 同一の入札に参加して、落札しなかった業者を下請けに入れることについて、以前の入札監視委員会の質疑にもありましたが、落札しなかった業者に下請けを出すことを禁止する規定を設けてないため、禁止することはありません。
◇ こういうケースは、よくあるのですか。	◆ 基本的には、土木工事は地区発注という形を取ってまず、同一の入札に参加した業者を下請けに入れないことにすると、地区で下請けに入る業者が一つもなくなるので、そういう規定は取っていません。他のケースでも、失格業者が下請けに入っているケースはあると思います。
◇ 失格業者が下請けに入ることは、望ましいか望ましくないかで考えるとどうなるのですか。	◆ 基本的に言うと、望ましくはないと思います。ただそうすると地区発注を止めて徳島市全域で発注する形を取らない限り、現状をあらためるのは困難です。同一地区で発注するとどうしても同地区の業者が殆ど入りますので、そういう相指名業者が下請けに入ることになりかねません。今は談合が非常にしにくい状態になっているので、それはないと思いますが、望ましいか望ましくないという言い方ですと望ましくないと考えています。
◇ 失格業者の中に、最低制限価格を引き下げようとする意図があったのですか。	◆ 現在の最低制限価格制度を前提とすれば、全員が談合しない限り、意図的な操作は困難である。仮に全員が談合したと仮定しても80いくらが落札せず、90いくらが落札するのが普通であると思います。

<p>◇ 入札参加資格の（５）の土地所有の考え方を教えてください。</p>	<p>◆ 道路等の工事を入札した場合、どうしても工事場所に接する土地を所有している業者がなかなか工事の施工に納得してくれないことがあります。土地所有者が納得しないと工事が出来ません。徳島市としては土地所有が会社の場合若しくは会社の代表者の場合に入札に参加できるという項目を入れており、土地所有者は入札参加可能にしています。</p>
---------------------------------------	---

審議 2 <一般競争入札>昭和町大道線道路改良工事

(まちづくり推進課)

<p>◇ 参加資格のある業者は、何業者ぐらいと見込んでますか。</p> <p>◇ 1社が無効ですが、参加資格に該当しないのは何故ですか。</p> <p>◇ 参加資格は、公表していますか。</p> <p>◇ 何故、公表しているのに入札してくるのですか。</p> <p>◇ こういう勘違いで入札することは、よくあるのですか。</p> <p>◇ 下請けの施工体系図は、一般的にこういうものなのですか。</p> <p>◇ 一般的に下請けは、どうやって決まっているのですか。</p> <p>◇ 防護柵（ガードレール）は、何処で買っても同じなのですか。高い業者だと倍ぐらいの金額が記載されています。</p> <p>◇ 設計ではガードパイプでなく、ガードレールを使っているのですか。</p> <p>◇ ガードパイプとガードレールは、設計でどのように使い分けをしているのですか。使い分けは、危険性によって判断しているのですか。</p> <p>◇ コスト的には、どうなのですか。</p>	<p>◆ 20業者です。</p> <p>◆ 無効になった業者は、佐古に本社があり、今回募集している地区（内町・新町・西富田・東富田・渭北）に該当しないためです。</p> <p>◆ 一般競争入札の公告文の中で公表しています。</p> <p>◆ 業者の勘違いで入札したものと思われます。</p> <p>◆ たまにあります。</p> <p>◆ 下請けの施工体系図は、国の示しているものです。基本的に建築系は下請けが多くなりますが、今回は土木系のため、下請けは限られてまして、一次下請けの会社は、舗装・ライン引きの会社になりますので、下請けに入っていると思われます。</p> <p>◆ 下請けそのものは、民と民の契約になりますので、わかりません。</p> <p>◆ 価格そのものは、多分変わらないと思いますが、防護柵を専門とする業者と付き合いがある業者だと安くなるかも知れません。</p> <p>◆ ガードレールを使っています。</p> <p>◆ ガードレールとガードパイプには、歩行者用と車道用とすべてあるので、その地形を見て、景観及び安全性の観点から決めています。</p> <p>◆ さほど変わりません。</p>
--	--

<p>◇ 最低制限価格の設定のしくみですが、建築系・土木系の掛け率はどのような設定なのですか。</p> <p>◇ 個々ではなく、一般的にこのぐらいの率になるから、式を合わせて作っているのですか。</p> <p>◇ 信号機は、どのようなタイプを使いなさいという指定はあるのですか。</p> <p>◇ 施工体系図をみるとまったくの丸投げという感じがするのですが、別にかまわないのですか。</p> <p>◇ 元々自分が入札に失敗したにもかかわらず、下請けに入っているのはどういうことなのですか。</p> <p>◇ 別に丸投げをしたら絶対にいけないことにしているのですか。</p>	<p>◆ 積算する段階で、積み上げ方式の直接工事費というものがあ、その上に必要経費があります。直接工事費等を下から積み上げて計算すると建築系で87ぐらい、土木系で82ぐらいが最低制限価格になり、それに近い数字を積算するために率を変えているという形になります。</p> <p>◆ 個々でしますとばらつきがありますので、一般的には平均的なところで抑えています。</p> <p>◆ 今回の工事において、信号機は歩道に付いており、工事補償のための移設ということで、コンクリートの基礎だけを施工するものです。</p> <p>◆ これは、100%丸投げではないと聞いています。元請の主任技術者が下請けの技術者を差配する分については、丸投げでないという考え方を国は示しています。徳島市としては、下請け額がいくら以上だったら丸投げであるということは今のところ考えておらず、必ず元請業者の主任技術者が差配していることを判断の基準としています。このことを前提とすれば、一次下請け業者は、舗装・ライン引きの会社なので、一次下請けの段階では、下請け率70%ですし、丸々いってないと思います。</p> <p>◆ 制度的に少し問題があるところですが、ただ、その話については民と民の契約になりますので、そこまでは介入できません。</p> <p>◆ 建設業法の中で丸投げは禁止されています。丸投げの基準は、全てを任して、受けた方の技術者がそこに付いて差配することはダメですという規定になっています。</p>
--	---

審議 3 <指名競争入札>南二軒屋町1丁目下水管渠築造工事

(保全課)

<p>◇ この案件の最低制限価格は、どちらの計算方法を使っているにですか。</p> <p>◇ 内訳明細書の安全費というのは、交通誘導員のことでですか。</p> <p>◇ 内訳明細書の安全費が、業者によってばらつきがあるのですか。</p>	<p>◆ 平成21年5月末までの最低制限価格を使っています。みなし入札額を85%ではなく、80%としているところが異なります。</p> <p>◆ その通りです。</p> <p>◆ 交通誘導員の人数は明細書に載っていますが、単価については、載ってないので、業者によって違いはあります。</p>
--	---

審議 4 <指名競争入札>中央公民館エレベーター設備改修工事

(中央公民館)

<p>◇ このエレベーターは、最初にこの業者が施工したものでですか。</p> <p>◇ 実質、競争が働いてないので、参入措置はとらないのですか。</p> <p>◇ 電子入札の準備が出来ていないために辞退された業者が3社ありますが、後の3社は、どのような理由で辞退されたのですか。</p>	<p>◆ その通りです。</p> <p>◆ この案件は、指名競争入札で募集しています。通常の紙入札でしたら、1社だけの入札だと中止になりますが、電子入札なので、誰が辞退するか分からないことから、私共としましては、一応競争は働いていると考えております。</p> <p>◆ 電子入札の場合、辞退理由は必要ありません。徳島市の方から指名していますので、辞退するかしないかは、会社の自由となっていますので、電子入札で辞退のボタンを押したら終わりとなります。</p>
---	--

<p>◇ この業者は、他が辞退するだろうと確信があるため、高い額を入れたのですか。</p> <p>◇ 元々日立製のエレベーターですから、中の仕様とか機械関係は自社以外のパーツは合わないのですか。</p> <p>◇ エレベーター本体を自分のところで製造しているものですから、他社の部品を持ってこいと言われても、持ってこれないでしょう。</p> <p>◇ 自動制御になっていますから、自動制御のところは、ブラックボックスはあるのではないですか。</p> <p>◇ 結果として随契になってしまうことは、あるのですか。</p> <p>◇ リニューアルとは、エレベーターの箱の入れ換えですか。</p> <p>◇ シンドラー社が問題を起こしたことにより、検査の水準が厳しくなったのですか。</p>	<p>◆ そうだと思います。</p> <p>◆ パーツが合わないことはないはずなんですが、この業界は、仁義としてよそが作った物は触らないらしいです。もし、日立製でなければ機能しないということであれば、随契とせざるを得ません。今回の工事は、特許もないため、他社製でも可能だと思います。</p> <p>◆ 確かに他社製品を使用しても、信頼性と機械に合うかどうかは気になります。</p> <p>◆ ブラックボックスはあるかもしれませんが。特許はないことは、確認しており、特許があれば間違いなく随契になります。</p> <p>◆ あります。随契になるとこの場合は、過去5年間の機械器具設備工事における平均落札率を使うので、90%ぐらいまで下がってしまい、98%という落札はありえません。</p> <p>◆ エレベーターの箱は、既存の物を使っており、制御盤、モーターの部品の交換です。</p> <p>◆ 厳しくなっています。</p>
--	---

審議 5 <随意契約>東部環境事業所ごみ焼却施設補修工事

(東部施設課)

<p>◇ 元々施工したのは、この業者ですか。</p> <p>◇ 耐火レンガの取替とは、なんですか。</p> <p>◇ 耐火レンガは、どれくらい耐久性があるのですか。</p> <p>◇ 耐火レンガの傷みぐあいは、目視しているのですか。</p> <p>◇ 耐火レンガは、叩いて傷みぐあいをみるのですか。</p> <p>◇ クレーンとは、どういうものですか。</p> <p>◇ 今回は、どちらのクレーンを点検するのですか。</p> <p>◇ 先程の案件で入札するより随契する方が、金額の設定が厳しくなると言ってましたが、今回の案件はどうなりますか。</p>	<p>◆ そうです。</p> <p>◆ 炉内の耐火レンガの一部の取替です。</p> <p>◆ 10年程度大丈夫です。</p> <p>◆ 目視では見えないので、いったん炉を止めて、炉内に入って調査します。</p> <p>◆ 叩いたりしますが、酷い物は剥がれ落ちています。</p> <p>◆ クレーンには、ごみを炉に投入するものと、灰ピットに溜まっている灰をダンプに積み込むものがあります。</p> <p>◆ 両方のクレーンを点検します。</p> <p>◆ 今回は、清掃施設工事の過去5年間の平均落札率93.72%を適用しています。一般競争入札を実施して1社しかこなかったため中止しました。そこで、清掃施設の5年間の平均落札率以下で見積もりを出すように交渉し、ルールどおりにしました。随契する場合は、向こうの言い値では契約しませんので、あくまでも5年間の平均落札率を使います。以前は、全ての工種の5年間の平均落札率を使ってましたが、80%を切り随契できなくなりましたので、それで各工種の5年間の平均落札率に切り換えています。</p>
---	--

<p>◇ こちらからの言い値なのですか。</p> <p>◇ 先程の案件であれば、随契した方が経費の節約ができたのではないですか。</p> <p>◇ 制度改正の必要性があるのではないですか。</p> <p>◇ 補修工事は、何年おきに必要なのですか。</p> <p>◇ 毎年場所を変えて点検補修工事をしているようですが、1個1個について入札しているのですか。</p> <p>◇ 公告の書類も同じやり方ですか。</p> <p>◇ 頻繁に修繕工事を行うのであれば、何年間分まとめて行えば良いのではないですか。</p>	<p>◆ これ以下になってますので、それに近い数字になります。</p> <p>◆ 予定価格の96%で積算し応札したものが、5年間の平均落札率86%で受けたかどうかです。</p> <p>◆ 今の施設を修繕する場合は、これ以外ないのですが、新規に施設を作る場合、10～20年間の補修も込み込みで入札をすることは可能と思います。当時は長期継続契約ができなかったため、今の制度では限界があります。</p> <p>◆ 毎年場所を変えて点検補修工事を行っています。よく痛む所は5年、長い所だ10年おきに補修を行っています。</p> <p>◆ 入札しています。入札するという事は、透明性を高めるとい意味合いから行っています。実際は1社しかきていないのですが、形として初めから随契するのではなく、参加申請をした結果1社しか入札がないので、随契をしています。</p> <p>◆ そうです。</p> <p>◆ こういう形の方が綺麗なのですが、当初は単年度契約で長期継続契約がありませんでした。今後、施設を新築する場合には、そういう方法を検討しなければならないと思います。</p>
--	---

審議 6 <指名競争入札>応神保育所耐震診断業務

(保育課)

<p>◇ 内訳明細書の委託料の内容は、これぐらいしか書きようがないのか。</p> <p>◇ もう少し詳しく求めないのですか。</p> <p>◇ 保育所耐震診断業務で他の地区で落札している業者を見ると全てが95%以上と高いのは何故ですか。</p> <p>◇ この業務は、国からの予算なのですか。</p>	<p>◆ 業務内容としましては、現地調査費・構造計算・人件費になります。</p> <p>◆ 委託料の算定は、人件費は決まっている技術者の単価を入れて、建物の規模・面積から計算しており、内容については、これぐらいになります。</p> <p>◆ 徳島市の中で50社ぐらい一級建築事務所の登録がありますが、構造設計の資格を持っているのは5社しかいないため、その5社で入札を行ったら、こういう結果になってしまいました。</p> <p>◆ 国土交通省からの予算です。</p>
--	--

委 員

徳 島 市 水 道 局

審議 7 <一般競争入札>第十浄水場送水系統電気設備工事

(水道局)

<p>◇ 新設(工事)ですか?</p> <p>◇ 施工能力のある業者は少ないのですか?今回は3者ということなんです。</p>	<p>◆ 第十浄水場で佐古系統、応神系統、国府系統の送水ポンプ設置及び更新工事を行っているが、それらの運転監視に関わる電気設備が主な工事です。</p> <p>◆ もっと数はありましたが、公募したところ参加規模がこういう形となりました。</p> <p>設計図書は5者ほど購入されておりましたが、結局参加は3者でした。</p>
--	---

<p>◇ 水道局の発注する工事で、下請け関係というのは多重に分からないものなのですか？この場合ですと1者だけしか入っていないようですが。</p> <p>◇ P21のマル秘内訳明細書はどこのものでしょうか？</p>	<p>◆ 工事にもよると思います。配管工事でしたら舗装業者、土木業者が入ってくるのですが、今回は電気工事だけになりますので。</p> <p>◆ これは、水道局の内訳明細書です。</p>
--	--

審議 8 <公募型指名競争入札>徳島市西新浜町一丁目配水管布設替工事  
(水道局)

<p>◇ 最低制限価格は公表されていたのですかね？</p> <p>◇ くじ引きは、最初にくじを引く順番を決めるのですかね？</p> <p>◇ 最低制限価格を公表して15者中、14者が最低の価格ですね。これは予定価格そのものが相場から見て、かなり甘いのではないのでしょうか？最低制限価格で応札しても無理はないということなんでしょうか？</p> <p>◇ なるほど、業界の事情もあるのですかね？</p>	<p>◆ はい。今年の6月に、固定制から変動制に切り替えました。</p> <p>◆ はい。最初にじゃんけんで順番くじを引き、その順番にそって本くじを引くこととなります。</p> <p>◆ 工事場所が行き止まりの多い、比較的郊外で団地の中になります。施工が容易にできるだろうという業者の読みでこういうことになったと思いますが、積算する側としましては地域性、交通量等をも勘案しています。しかし、それ以上に施工しやすいということで最低制限価格を入れてきたのではないのでしょうか。</p> <p>もう一点は、年度当初でもあって仕事が欲しいという背景もあるのではないだろうかと思われます。</p> <p>◆ そういうこともあると思います。</p> <p>業者は施工しやすいと読んだと思うのですが、現実には工事の期間が非常に長くかかっていますので、施工しやすかったとは言い難い結果になっております。</p>
---	---

<p>◇ 6月以降ですと、最低制限価格の変動制でしたかね？</p> <p>◇ 施工しにくかったのは、埋設物か何かがあったのですか？</p> <p>◇ 設計当初からは、分からなかったのですか？</p> <p>◇ そうした場合、当初の金額では出来かねるとい話しにはならないのでしょうか？</p> <p>◇ 消火栓の設置工事をした場合、引き渡し前に消防から点検にくるのですか？点検は、水道局と消防と一緒にするのですか？</p> <p>◇ 仕切弁は、水道局の在庫から使用するのですか？</p> <p>◇ 予想外に難しい工事である場合、その工事が丁寧に出来ているかどうかは、水道局の担当者が毎日現場へ赴いているのですか？</p>	<p>◆ はい。</p> <p>◆ 住宅地であるがために切替件数も多分で、仮接続工事と旧管を活かしながらの施工体制をとらなければならなかったということもあるのではなかろうかと。全く新しい管路を設けるのではなく、旧管路から仮設配管をし、既存の給水管を保護しながら施工しなくてはならなかったのだ。</p> <p>◆ 当然それらを加味しておりますが、机上で設計する以上に複雑な内容が絡んできました。それと住宅地であったということもあり、各戸の門前を掘削していくにあたり、出入りの調整とか様々な問題も一緒に重なってきたような状態でしたので。</p> <p>◆ 施工数量が変わっていませんので、設計変更は出来ませんでした。</p> <p>◆ 一緒にはしませんが、負担金を頂いていますので設計段階で設置場所等の協議はします。そして施工しながら報告をし、その後は消防局に点検して頂いているというような形です。</p> <p>◆ この現場は全て請負の材料です。100mm以下なので、全てが施工業者で用意したものです。支給しているのは150mm以上です。</p> <p>◆ 完成した後では何も見えませんから、原則として監督が全て確認しています。一日、1回ないし2回は必ず現場の確認をしております。重要なポイントについては、付きっきりで確認しています。</p>
---	--

審議 9 <指名競争入札>徳島市末広三丁目配水管布設替工事  
(水道局)

<p>◇ 公道切替工というのは、どのような工事になるのですか？</p> <p>◇ 自社で、有資格者は何人ぐらいかかえているものですか？</p> <p>◇ 水道局から現場の監視に行くと思いますが、実際に作業しているのが有資格者なのか、単なる労務者なのかはどうかはチェックされているのですか？</p>	<p>◆ 既設給水管があるところに新しい本管を入れて、それに伴う個人の給水管への切替工事です。</p> <p>◆ 各社まちまちになりますが、大きな規模で持っているというのは少なく、中には複数持っている業者もいますが、数の多いものではございません。</p> <p>◆ 請負契約を結んで着手するときに、届け出の中で有資格者は誰であり、下請体系はこういうものである等確認しています。</p>
--	--

◇ 有資格者が、この作業に従事していなければならないということはありますか？また、そのチェックは？	◆ この現場には水道局職員を監督として指名する、という通知を業者に出します。その監督が朝、夕、最低2回ぐらいは現場代理人も含めて確認します。
◇ 無資格の人が作業するなんてことはないのですか？	◆ それは絶対にありえません。
◇ 今回の入札で落札できなかった業者の中で、別の入札では75%で落札されているところがあります。今回の工事で落札率が高いのは、何か理由があるのでしょうか？	◆ 入札額をみてみますと、適正な落札結果としか言いようがありません。
◇ 先ほどの案件では、最低制限価格ばかりの入札だったのは簡単な工事であるという業者側の推測があったと考	◆ 格段の理由は分かりません。
◇ 契約の変更があるようですが、どういう変更でしょうか？	◆ 水道管を布設した現場の道路が脆弱で、掘削した際に影響が出て、舗装の復旧面積が増えたために変更契約をいたしました。
◇ それは当初、予測し得なかった？	◆ はい。路盤の脆弱も含めて予測不能なところでした。
◇ 先ほどの案件では、非常に難しい工事だったにもかかわらず金銭的な変更はなく、今回は特別にそういう事実があったから追加工事として出すということなんですか？	◆ はい。水道局の判断で、業者施工ではないということで変更しました。
◇ その基準がマニュアルみたいなものはあるのですか？	◆ 現場監督の判断によるところが大きいです。相当大的な差異が出てくる場合には請負業者からの申し出で、協議という形のなかで現場確認をし、変更したりもしますが。
◇ それは現場監督の自由裁量なのでしょうか？	◆ 当然、監督だけの判断に任せるわけではなく、課に持ち帰って協議をし、課の判断ということになっております。
◇ 稟議をたてるのですか？	◆ はい。設計変更決裁を通します。
◇ 全部局長決裁なのでしょうか？	◆ 当初の設計額によります。
少なくとも請負契約は局長名ですね。組織でチェックしているということは言えますね。	

審議 10 <指名競争入札>八多町大久保地区水道未普及地域解消事業設計業務

(水道局)

◇ 最低制限価格がないのは設計業務だからですか？	◆ はい。そうです。
◇ 水道の未普及地域というのは、新たに開発された宅地か何かでしょうか？	◆ 今回の現場は、地形的な問題から、山間地域であって直圧給水が不可能な場所です。
◇ 簡易水道か何かを使用しているのですか？	◆ この地域は谷水、地下水等を使用しています。
◇ 何戸ぐらいあるのですか？	◆ 23戸の77名です。
◇ 山の上へは配水池を作ったりするのですか？	◆ はい。そこからポンプアップして自然流下での給水です。
◇ 水道管の末端に繋げるわけですか？	◆ 既設管の末端からこの地域までは700mほど離れており、配水管の連絡管で受水池をその地域で適切な場所に設け、そこから山上100mほどの所へポンプアップし、そこに配水池を設けてそれ以降は一般的な自然流下式での給水方式になります。
◇ 用地の確保については？	◆ 設計の中には入っておらず、並行して水道局が独自に用地交渉を進めていて、既に承諾を頂いております。買収については補助を頂く関係で、年明けからになります。
◇ 落札した業者は、そういう仕事が得意なんでしょうか？	◆ かなりの経験を積んでおりますので、我々は安心して任せているような状態です。
◇ 無効になった業者は、資格がなかったのでしょうか？	◆ 入札書に代理人の記名がありませんでしたので。
◇ 工程表に補助金要望書というのがあるのですが、国にですか？農水省かどこかですか？	◆ 窓口は県の生活衛生課で、そこを通して厚生労働省に提出します。
◇ 契約の保証金は、保証会社の保証をつけるのですか？	◆ 今回は現金の保証です。
◇ あとで精算されるのですか？	◆ はい。工事が完成し、精算時にお返しします。

◇ 水道局の場合も、歳入歳出外現金という扱いになるのですか？	◆ 預り保証金としています。
--------------------------------	----------------

指名停止等の状況について	
	<p>対象期間(21.4.1~21.9.30)の指名停止について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 7業者に対し指名停止措置を行った。(監理課)</li> <li>◆ 4業者に対し指名停止措置を行った。(水道局)</li> </ul>
談合について	
	対象期間(21.4.1~21.9.30)の談合について
◇ 談合情報のあった当該工事において、工事内訳書を一部の業者に配ったと書いてありますが、郵便の中に工事内訳書は入ってなかったのですか。	◆ 文章しか入っていませんでした。
◇ 直接的な証拠は得られなかったとありますが、何もなかったのですか。	◆ 事情聴取の中で一部の業者がそういう話を聞いたという答弁がありましたので、その内容については、公正取引委員会に送りました。公正取引委員会は、その業者に事情聴取をしているようですが、それ以降、公正取引委員会から何も言ってきません。証拠は何もなく、しかも、入札前でしたら、入札中止ということもできたのですが、契約した後の分なので、契約解除若しくは損害賠償請求の処置は取っていません。
◇ 入札参加者は、大体わかるのですか。	◆ 土木・建築は、地区発注という形を取っていますので、同じ業者を指名します。